

改正

平成2年3月23日告示第5号
平成3年3月30日告示第10号
平成5年3月25日告示第8号
平成7年3月31日告示第20号
平成8年3月29日告示第16号
平成10年3月30日告示第9号
平成17年3月28日告示第51号
平成18年6月30日告示第58号
平成19年3月26日告示第17号
平成24年3月22日告示第25号
令和3年3月26日告示第35号
令和3年9月29日告示第83号

塩尻市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置しようとする者及び使用している者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と雑排水を併せて処理するものであって、生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量（日間平均値）が1リットルにつき20ミリグラム以下である機能を有するものをいう。
- (2) 住宅 専用住宅及び併用住宅をいう。
- (3) 人槽区分 建築基準法施行令の規程に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年建設省告示第3184号）に基づく日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000）」で算出した人員を基に区分したものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表に定める対象区域内において住宅（新築を除く。以下同じ。）に合併処理浄化槽を設置する者のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けていない者
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 住宅を販売し、又は賃貸する目的で合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 住宅を季節的に使用する目的で合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 規則及びこの要綱の規定を遵守しない者

(補助金の対象区域)

第4条 補助金の対象区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道事業計画区域以外の区域
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により定めた土地改良事業計画の農業集落排水施設整備事業区域以外の区域
- (3) 国道19号拡幅工事予定区域

(補助事業の種類等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業の種類、対象区域、対象経費、補助金額等は別表に定める

とおりとする。この場合において、計算して得た補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して合併処理浄化槽設置工事着工の7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書・収支予算書(様式第2号)
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽設計概要書の写し
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 対象となる住宅の全部事項証明書その他当該住宅の所有者であることを証明する書類又は賃貸借契約書その他当該住宅を借りていることを証する書類
- (5) 住宅所有者の承諾書(住宅を賃貸している場合)
- (6) 共有者の承諾書(住宅を共有で所有している場合)
- (7) 見積書の写し
- (8) 合併処理浄化槽工事に係る請負契約書の写し(この場合において、請負者と工事業者が異なるときは、浄化槽工事委任承諾書の写し)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、維持管理費に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、毎年2月末日までに、年度分の合併処理浄化槽の維持管理委託及び汚泥くみ取りに要した費用に係る領収書又は費用を証する書類並びに水質検査証の写しを添付して、合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査したうえ交付の可否を決定し、合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定・却下通知書(様式第4号)又は合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付決定・却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、合併処理浄化槽設置事業・維持管理事業変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請内容の変更
- (2) 補助事業の中止
- (3) 補助事業の廃止

(実績報告)

第9条 補助金(維持管理費に係る補助金を除く。)の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業完了した日から起算して7日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (3) 工事写真
- (4) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 収支精算書(様式第8号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(工事施工の確認)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置状況を現場において確認する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表（第5条関係）

種類	対象経費	対象区域	補助金額等
合併処理浄化槽設置事業	合併処理浄化槽を設置するための工事に要する経費	第4条第1号及び第2号に掲げる区域	次に掲げる人槽区分に応じて定める額から、合併処理浄化槽を設置する土地の面積に1平方メートル当たり750円を乗じて得た額を控除して得た額とする。 (1) 5人槽 837,000円 (2) 7人槽 1,043,000円 (3) 10人槽 1,296,000円
		第4条第3号に掲げる区域	次に掲げる人槽区分に応じて定める額とする。 (1) 5人槽 837,000円 (2) 7人槽 1,043,000円 (3) 10人槽 1,296,000円
	放流水を地下浸透させるための工事に要する経費	第4条各号に掲げる区域	10分の10以内。ただし、10万円を限度とする。
合併処理浄化槽維持管理事業	合併処理浄化槽の維持管理に要する経費	第4条第3号に掲げる区域	(1) 合併処理浄化槽の維持管理委託料 1年につき1万円を限度とする。 (2) 汚泥くみ取り料 1年につき5,000円を限度とする。

備考 合併処理浄化槽を設置する土地の面積は、1画地の宅地面積とし、1,000平方メートルを超えるときは、1,000平方メートルとする。